

(様式2) 施策総合評価表

年度	17	整理番号	2:1:2:1:5	評価年月日	平成17年 6月 1日
施策名(小項目)	障がい者の自立・社会参加の促進と障がい者福祉サービスの充実				
上位政策(中項目)	ともに生きる社会の形成のために				
新長期総合計画施策体系コード(基本施策)	大項目:		2	中項目:	1
作成グループ(評価者名)	保健福祉部 保健福祉総務領域 総務企画グループ 森谷 三康 商工労働部 商工総務領域 総務企画グループ 齋須 秀行		直通電話	0245-521-7217	
			メールアドレス	hofukusoumukikaku@pref.fukushima.jp	
			直通電話	024-521-7267	
			メールアドレス	soumukikaku@pref.fukushima.jp	
関係部局名	保健福祉部、商工労働部				

1 施策の目的

施策の目的	コード	施策の細項目
ともに生きる社会の実現に向けて、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人もない人も等しく社会生活と社会の発展に全面的に参加し、社会発展の成果に等しくあずかる完全参加と平等をめざします。	1	自立の支援
	2	社会参加の促進
	3	就業機会の拡大
	4	在宅福祉サービスの充実
	5	施設福祉サービスの充実

2 施策の成果と目標

指標名	指標の計算式	細項目	基準値(14年度)	14年度	15年度	16年度	17年度	22年度	達成率 (b-a)/(c-a) x100
障がい者グループホームの数	(か所)	1	目標 (a) 実績 83 東北 (a) 全国 (a)	71	83	104 (b) 94	125	(c) 228 (c) (c)	7.6
パソコンボランティアの登録数	(人)	2	目標 (a) 実績 54 東北 (a) 全国 (a)	54	74	75 (b) 85	85	(c) 140 (c) (c)	36.0
就業機会の拡大	就業している障がい者数(人)	3	目標 (a) 実績 5,178 東北 (a) 全国 (a)	5,220	5,294	5,517 (b) 5,630	5,743	(c) 6,300	14.6
障がい者に対するホームヘルプサービス実施市町村数	(市町村)	4	目標 (a) 実績 68 東北 (a) 全国 (a)	68	70	74 (b) 71	79	(c) 90 (c) (c)	13.6
身体障害者療護施設数(定員)	(人)	5	目標 (a) 実績 300 東北 (a) 全国 (a)	300	303	331 (b) 355		(c) 425 (c) (c)	44.0
精神障害者生活訓練施設(定員)	(人)	5	目標 (a) 実績 60 東北 (a) 全国 (a)	60	60	80 (b) 60		(c) 220 (c) (c)	0
その他の成果・上記の分析	基準年度 障がい者グループホームの数：15年度 就業機会の拡大：12年度								

3 施策の評価

評価項目	評価	左の理由・根拠等
(1) 社会経済情勢の変化(近年、施策のニーズは変化していないか?) A 施策のニーズは増加傾向にある B 施策のニーズは変化していない C 施策のニーズは減少傾向にある	A	ともに生きる社会の実現に向け、ノーマライゼーションの理念の下、障がい者の地域生活移行の促進等障がい者の自立と社会参加の促進は重要性を増しており、それに伴い、福祉サービスの充実や雇用の促進は重要なものであることから、施策に対するニーズは高い状態にある。
(2) 目標の達成度(施策の目標は順調に達成されつつあるか?) A 順調 B やや順調 C 努力を要する	B	施設(精神障害者生活訓練施設等)整備の遅れがみられるものの、障がい者の社会参加や在宅福祉サービスへの要望が高まりこれを進める事業の取り組みが進んでおり、目標達成に向け概ね順調である。
(3) 手段の妥当性(目標達成のための手段である個別事業は、施策を構成する上で妥当か?) A 施策を構成する事業群として妥当 B 概ね妥当だが一部に見直しの余地がある C 目標達成のためには手段の見直しが必要	B	施策を構成する事業群として妥当であるが、障害者自立支援法の施行によるサービス体系の変更や、各種ニーズの増加等を踏まえ、「第2次障害者計画」に基づき各事業を円滑に実施するため、一部に見直しの可能性がある。

4 目標達成のための課題

(施策目標を達成するための課題は?)

- ・障がい者の自立と社会参加を促進し、障がい者福祉サービスを充実していくためには、平成16年9月に策定した「第2次障がい者計画」に基づき、障がい者自身のニーズに適切に対応しながらライフステージに応じた総合的な支援に努めていく必要がある。
- ・地域で自分らしい暮らしを実現することを目指す地域生活移行を促進する観点から、在宅生活に向けた支援基盤の地域間格差を解消しながら、在宅サービスの整備充実を図るとともに、障害者自立支援法の施行に伴うサービス体系の変化も視野に入れ、新たな施設福祉サービスの充実策について検討していく必要がある。
- ・障がい者の就業機会の拡大に向けては、雇用情勢の改善とともに、施策や事業の必要性に対するこれまで以上の事業主の理解等が必要となる。

5 施策に関する各種意見

(県民や各種審議会等からの意見)

--

6 今後の施策の方向性

方向性	評価	左の理由・具体的な見直し案等
A 拡充 B 継続 B-1 現状継続 B-2 組替え継続 C 縮小	B-2	障害者自立支援法施行に伴い、福祉サービス体系が大幅に変更されるため、円滑に実施していくとともに、平成16年9月に策定した「第2次障がい者計画」に基づき、引き続き障がい者の自立と社会参加の促進を図るための各事業を実施していく。 また、雇用機会の確保に関する施策についても、ニーズの増大を踏まえ事業の組替えを行いながら事業を継続していく。

7 福島県事業評価委員会の意見及び県の対応方針

福島県事業評価委員会の意見		左に対する県の対応方針
(審議結果) 組替え継続	(付帯意見) ・障がい者の社会参加を進めていくにあたって、PC等の情報機器の活用は非常に有効な手段となるが、パソコンボランティア等の現状の人数が少なく普及に疑問がある。参加をしたいという意欲を持っている人は多いはずであり、HP等で参加を呼びかける等、参加者を増加させ、普及を図っていく必要がある。 ・福祉サービス等の提供主体としての県と市町村の役割分担については、将来の方向を示していくべきである。	障がい者の社会参加促進に向けた取り組みに努めるとともに、パソコンボランティア等の普及に関しては、あらゆる機会を捉えて周知・広報を図っていききたい。 新たに制定された障害者自立支援法により、障がい者施策の実施主体が市町村に一元化され、都道府県はこれをバックアップする体制となることから、これらを踏まえ、県としての施策の再構築を図っていききたい。